

自己点検事項

◇ 特殊疾患病棟入院料2(A309)

(1) 当該病棟に専任の医師が常勤している。 (適 ・ 否)

(2) 次のいずれかの基準を満たしている。 (適 ・ 否)

① 次のいずれかに該当する一般病棟又は精神病棟であって、病棟を単位としている。

ア 児童福祉法第42条第二号に規定する医療型障害児入所施設

イ 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関

② 入院患者数の概ね8割以上が、重度の肢体不自由児(者)である一般病棟又は精神病棟であって、病棟を単位としている。

※ 日常生活自立度のランクはB以上に限る。

※ 特殊疾患病棟入院料1の対象者となっている重度の障害者を除いている。

また、看護配置等について、次のいずれも満たしている。

ア 当該病棟における1日に看護を行う看護要員の数は、常時、入院患者の数が10又はその端数を増すごとに1以上である。

イ 当該病棟における看護要員の最小必要数の5割以上が看護職員である。

ウ 当該病棟における看護職員の最小必要数の2割以上が看護師である。

※ なお、主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、1日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が200又はその端数を増すごとに1に相当する数以下であること。

(3) 当該病棟における夜勤を行う看護要員の数は、2以上であり、そのうち1以上は看護職員である。

(適 ・ 否)

(4) 当該病棟に係る病棟床面積は、患者1人につき内法による測定で、16㎡以上である。

(適 ・ 否)

※ 当該病棟内にある治療室、機能訓練室、浴室、廊下、デイルーム、食堂、面会室、ナースステーション、便所等の面積を算入しても差し支えない。

点検に必要な書類等

・入院患者のうち、重度の肢体不自由児(者)の割合の算出根拠となる書類

点検に必要な書類等

・様式9、勤務実績表、会議・研修・他部署勤務の一覧表及び病棟管理日誌

点検に必要な書類等

・当該病棟の配置図・平面図(面積が分かるもの)

医療機関コード

保険医療機関名